

化学産業下請適正取引ガイドライン

★ガイドライン策定の経緯

- ・化学産業における下請適正取引等を推進するため具体的な取引改善を行っていくべき事例を整理するとともに、対処すべき課題や取るべき課題を明らかにし、当該分野での適切な取引を推進すべくガイドラインを策定。
- ・ガイドライン策定にあたっては、化学産業の業界団体、事業者及び学識経験者の参加を得て、「化学産業取引実態調査委員会」を開催。取引上の問題点と関連法規上の留意点、望ましい取引慣行とベストプラクティス事例等について検討した。また下請・製造委託取引の実態及び取引上の問題点について把握するため、発注事業者、受注事業者及び主要団体へのアンケート、ヒアリング調査を行い、参考とした。

★下請代金法及び独占禁止法に抵触するおそれのある留意すべき取引事例

(買ったたき)

- ・実際の発注量は、口頭で説明のあった当初発注量の1/4程度しかないにもかかわらず、当初の発注量を前提とした価格での取引となっている。
 - 多量発注を前提として受注事業者に単価の見積をさせ、実際には、少量の発注しかしないにもかかわらず、大量生産時の見積に基づいて下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。

(受領拒否)

- ・特に明確な限度規格値が定められていないにもかかわらず、今まで問題なく納品していたものが、突然不良品扱いを受けることがある。
 - 受注事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず指定された納期に納入された製品の受領を拒むことは、受領拒否に該当する。

★望ましい取引事例

(十分な協議を踏まえた取引条件の明確化)

- ・契約書等のひな形を作成しており、全社でいつでもアクセスできる状況を確保している。(発注事業者)

(個々の発注に関して(基本契約締結後))

- ・事前にある程度、発注見込に関する情報や製品の用途について情報を共有してもらうことで不要な在庫を抱え込まずにすんでいる。(受注事業者)